

出席停止期間の基準 （「学校において予防すべき感染症の解説（文科省）」）

	病名	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（別紙、「インフルエンザ出席停止早見表」参照）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで。	
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。	
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日間を経過するまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	結核		
第三種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良好
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後 B型・C型：出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止
		ヘルパンギーナ	治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
		伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）		

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下の通り

月曜日に解熱

→ **火曜日（解熱後1日目）** → **水曜日（解熱後2日目）**

→ **（この間発熱がない場合）** → **木曜日から出席可能**